

東金市東部地域包括支援センター

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

(令和8年6月1日現在)

これからご利用いただく介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、サービスを利用する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

わからないことなどがあれば、遠慮なくお尋ねください。

1. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する法人等について

法人名	医療法人 静和会
代表者	理事長 浅井 禎之
法人所在地 連絡先	千葉県東金市家徳 38 番地 1 0475 (58) 5000

2. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを担当する地域包括支援センターの連絡先について

(1) 所在地等

名称	東金市東部地域包括支援センター
所在地	千葉県東金市家徳 125 番地 25
連絡先	0475 (58) 8877
事業所番号	1201800024
通常の事業 実施地域 (担当校区)	【嶺南地区】 北之幸谷・堀上・川場・押堀 【大和地区】 山口・田中・福俵・西福俵 【正気地区】 広瀬・藤下飛地・細屋敷・不動堂飛地・関下・粟生飛地・大沼宿・西野飛地・荒生・薄島・家徳・幸田・北幸谷 【豊成地区】 上武射田・下武射田・土農田・菱沼・前之内・二又・東中・関内堀之内・宮・三浦名・御門・高倉・小関飛地・中野・殿廻 【福岡地区】 小沼田・大沼田・一之袋・二之袋・砂古瀬・依古島・下谷・東中島上谷・西中

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	利用者に対し、要介護状態の予防と、可能な限り居宅において、利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むため、また、要支援状態の軽減若しくは悪化を防止するために必要な介護予防サービス等が適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス・支援計画表（以下「介護予防ケアプラン」という。）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
運営方針	<p>①利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行います。</p> <p>②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。</p> <p>④事業の運営にあたっては、東金市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。</p>

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝日、12/29～1/3を除く）
営業時間	窓口受付：9時00分～16時30分 電話受付：8時30分～17時15分

(4) 職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の担当職員その他の従業者の管理、利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 担当職員に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤 1名
担当職員	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する業務（計画の作成など）を行います。 	常勤 2名 (管理者兼務)

3. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容について

(1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント A の内容

①介護予防ケアプランの作成

- ・利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにします。
- ・利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防ケアプランに位置付けるよう努めます。
- ・介護予防ケアプランの作成の開始にあたっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又は家族に対して提供します。
- ・介護予防ケアプランの作成にあたっては、適切な方法により、利用者についてその有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握します。
- ・利用者の解決すべき課題の把握（アセスメント）にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して行います。
- ・面接の結果、必要な事項を記載した介護予防ケアプラン原案を作成します。
- ・作成した介護予防ケアプラン原案の内容について、サービス担当者会議において、指定介護予防サービス担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。この会議は、利用者等の同意を得たうえで、テレビ電話装置等を活用して行うことがあります。
- ・作成した介護予防ケアプラン原案の内容について、利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。
- ・介護予防ケアプランを利用者及び指定介護予防サービス担当者等へ交付します。

②介護予防ケアプランの実施状況の把握（モニタリング）

- ・介護予防ケアプランの作成後、モニタリングを行い、必要に応じて介護予防ケアプランの変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ・介護予防ケアプランに位置付けた期間が終了するときは、介護予防ケアプランの目標の達成状況について評価します。
- ・モニタリングにあたっては少なくとも3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に激しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、面接します。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間について、少なくとも連続する2期間に

1 回、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとします。

- (1) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
 - (2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の同意を得ていること。
 - i) 利用者の心身の状態が安定していること。
 - ii) 利用者がテレビ電話等を活用して意思疎通を行うことができること。
 - iii) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用してモニタリングで把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
- ・利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り通所サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施します。
 - ・少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録します。

(2) 介護予防ケアマネジメントCの内容

①介護予防ケアプランの作成

- ・利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的にサービス等の利用が行われるようにします。
- ・利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を介護予防ケアプランに位置付けるようにします。
- ・介護予防ケアプランの作成の開始にあたっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又は家族に対して提供します。
- ・介護予防ケアプランの作成にあたっては、適切な方法により、利用者についてその有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握します。
- ・利用者の解決すべき課題の把握（アセスメント）にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して行います。
- ・面接の結果、必要な事項を記載した介護予防ケアプラン原案を作成します。
- ・作成した介護予防ケアプラン原案の内容について、利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。
- ・介護予防ケアプランは利用者及び利用者の希望によりサービス提供者に交付します。

②介護予防ケアプランの実施状況の把握（モニタリング）

- ・介護予防ケアプランの作成後、6か月後に電話または訪問によるモニタリングを実施し、その結果を記録します。

- ・状態の変化等があった場合、必要時は電話や訪問等により状況を確認します。計画変更の必要が生じた場合は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントAに移行し、一連の業務を実施します。

(3) サービス提供にあたっての留意点

- ・利用者の運動機能や栄養状態、口腔機能などの改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指します。
- ・利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるように支援します。
- ・具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有します。
- ・利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮します。
- ・介護予防ケアプランの策定にあたっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとするようにします。
- ・機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めます。

(4) 給付管理

- ・毎月、前月における介護予防サービス等の利用実績を確認のうえ給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

(5) 要介護（支援）認定申請に関する助言、支援

- ・利用者の要介護（支援）認定の新規申請や、更新申請、区分変更の申請が円滑に行われるように必要な協力を行います。
- ・利用者が希望する場合は、申請を利用者に代わって行います。

(6) 公正中立なケアマネジメントの確保

- ・担当職員は、利用者の求めにより、複数のサービス事業者等の紹介や、介護予防ケアプランに位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を行います。

(7) 医療と介護の連携の強化

- ・利用者が入院された場合は、入院先医療機関等に担当職員の氏名や連絡先を伝えてください。
- ・利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医等と連携を図ります。

4. 利用料について (1 単位 : 10.21 円)

介護予防支援費	442 単位/月	4,512 円	介護予防支援ケアマネジメントを行った場合に算定されます。
介護予防ケアマネジメント費 (A)	442 単位/月	4,512 円	介護予防ケアマネジメントを行った場合に算定されます。
介護予防ケアマネジメント費 (C)	442 単位/月	4,512 円	介護予防ケアマネジメントを行った場合に開始月のみ算定されます。
初回加算	300 単位/月	3,063 円	新規に介護予防サービス計画を作成する月に加算されます。
委託連携加算	300 単位	3,063 円	介護予防支援事業所が委託する個々のケアプランについて、委託時における居宅介護支援事業所との適切な情報連携等を評価し、加算されます。
介護職員等 処遇改善加算	1 月当たりの総単位数の 2.1%		ケアプランデータ連携システムの活用等、生産性の向上および協働化に資する取組を実施していること、介護従事者の賃金改善ならびに資質向上および職場環境の改善に向けた取組 (キャリアパス要件・職場環境等要件) を実施していることを評価し、加算されます。

※指定介護予防支援については、介護保険から給付されるため、利用者の自己負担はありません。また、介護予防ケアマネジメントについては、東金市との契約に基づき実施されるため、利用者の自己負担はありません。

5. 虐待の防止について

地域包括支援センター (運営法人を含む) は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができる) を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ることとします。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) (3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

6. 身体的拘束等の原則禁止について

- (1) 地域包括支援センター (運営法人を含む) は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体

拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。

- (2) 地域包括支援センター（運営法人を含む）は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

7. 業務継続計画の策定等について

地域包括支援センター（運営法人を含む）は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

8. 感染症の予防及びまん延防止について

地域包括支援センター（運営法人を含む）は、感染症の発生とまん延を防止するために次に掲げるとおり措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- (2) 感染症及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 感染症及びまん延の防止の為の研修会及び訓練を定期的に実施します。

9. ハラスメント防止について

地域包括支援センター（運営法人を含む）は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、担当職員の就業環境が害されることを防止するため、必要な措置を講じます。

また、利用者及びその家族等からの著しい迷惑行為、暴言、暴力、ハラスメント等により、サービス提供の継続が困難となる場合には、関係機関と連携のうえ、適切に対応します。

10. 事故発生時の対応について

- (1) 事業者は、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) 利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 1. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する相談、苦情について

利用者及びその家族からの相談及び苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため必要な措置を講じます。

〈相談、苦情窓口〉

【東金市東部地域包括支援センター】	所在地：千葉県東金市家徳 125 番地 25 電話番号：0475 (58) 8877 FAX 番号：0475 (58) 8885 受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分
【市町村の窓口】 東金市市民福祉部高齢者支援課 介護給付係（介護予防支援）	所在地：千葉県東金市東岩崎 1 番地 1 電話番号：0475 (50) 1219 FAX 番号：0475 (50) 1295 受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分（月～金）
【市町村の窓口】 東金市市民福祉部高齢者支援課 高齢者支援係 （介護予防ケアマネジメント）	所在地：千葉県東金市東岩崎 1 番地 1 電話番号：0475 (50) 1165 FAX 番号：0475 (50) 1295 受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分（月～金）
【公的団体の窓口】 千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口（介護予防支援）	所在地：千葉県千葉市稲毛区天台 6 丁目 4-3 電話番号：043 (254) 7428 受付時間：9 時～17 時（月～金）

1 2. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。また、担当職員その他の従業者であった者が秘密を漏らすこともありません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

1 3. 記録の保存について

事業者は、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する記録を整備し、適切に保存します。

(1) 指定介護予防支援に関する記録

東金市文書管理規程等に基づき保存します。

(2) 介護予防ケアマネジメントに関する記録

東金市との委託契約書及び仕様書に基づき保存します。